

第90回福島県入札制度等監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日時 令和5年7月7日(金) 13時30分～15時30分

(2) 場所 杉妻会館 3階 百合

(3) 出席者

ア 委員

伊藤宏(委員長)、伊藤洋子、小堀健太、佐藤成、澤田精一、
島田マリ子、新城希子、高島亮、渡邊太健史

イ 県側

総務部政策監、入札監理課長、入札監理課主幹兼副課長、入札監理課主幹、
農林総務課主幹、農林技術課長、森林計画課主幹、
土木部次長(企画技術担当)、技術管理課長、建設産業室長、
出納局入札用度課主幹兼副課長、
教育庁財務課主幹兼副課長、
警察本部会計課主幹兼次席、
県北建設事務所主幹(河川改良担当)、県北建設事務所主幹兼専門技術管理員、
喜多方建設事務所事業部長、
会津出納室主幹兼副室長兼出納課長、
企業局いわき事業所次長(業務担当)、いわき事業所施設管理課長

・審議案件アのみ

総務部次長(人事担当)、人事課長、人事課主幹兼副課長、
農林水産部政策監、農林総務課長、農林総務課部主幹兼副課長、農林技術課副課長兼主任主査、
土木部政策監、土木総務課長、土木企画課長、土木部主幹兼土木総務課副課長、
土木総務課主幹、土木企画課主幹、技術管理課主幹兼副課長

(4) 次第

1 開会

2 議事

(1) 審議事項

ア 談合等調査部会審議結果について

イ 抽出事案について

ウ 建設関係団体の意見聴取について

(1) 報告事項

ア 県発注工事等の入札等結果について(令和4年度分)

イ 総合評価方式等の実施状況について(令和4年度分)

ウ 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について(令和5年4月～5月分)

(2) 各委員の意見交換

(3) その他

3 閉会

2 発言内容

【入札監理課主幹兼副課長】

定刻となりましたので、ただいまから「第90回福島県入札制度等監視委員会」を開会いたします。

本日の会議も、前回に引き続きまして会議時間の短縮に向けて、資料の説明を簡単なものにさせていただきます。また、職員については説明や発言等を着座して行いますので御理解のほどよろしくをお願いいたします。

本日、市岡委員につきましては、所用により欠席となっております。

それでは、議事の進行について、伊藤（宏）委員長、よろしくお願いいたします。

【伊藤（宏）委員長】

これより議事に入ります。

まず、本日の議事の進め方について、協議したいと思います。本日は、審議事項が3件と、報告事項が3件ございますが、これらについては、公開で行うこととしてよろしいでしょうか。

（異議なし）

御異議ないものと認め、そのように決定いたします。

初めに、審議事項ア「談合等調査部会審議結果」についてです。
部会長の佐藤委員から、報告をお願いいたします。

【佐藤委員】

部会長の佐藤です。

このたび、県発注工事に係る入札関連情報漏洩による、県職員2名の逮捕を含め一連の不祥事案の発生を受け、その対策として、入札制度等監視委員会に対し、再発防止策への提言を求められたものです。

これを受け、談合等調査部会において、不祥事の原因や問題点の分析を行い、県における不祥事の再発防止策に向けた取組を審議いたしました。

審議については、6月14日及び30日に部会を開催しました。事件の原因や要因の分析とともに、県における再発防止策の説明を受け、各委員の専門的な知見等から更なる改善策や追加の提案などをいただき、今回報告書として取りまとめました。

なお、これらの再発防止策の実施に当たっては、情報の管理等を厳格に行うことは重要であります。業務の効率を低下させないための配慮も必要と考えておりますので、申し添えます。

報告書の詳細については事務局から説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（「資料1」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【澤田委員】

澤田です。

県の対応についてお伺いします。今回部会として報告書をまとめられましたが、この取扱いや対応について、今後の進め方、対応の仕方等を確認させていただきたい。

【入札監理課長】

入札監理課の加藤でございます。

今ほどの報告書の中にまとめてあります、別紙のハードとソフト、不正予防及び不正発見の対策について、これからしっかりと県で取り組んでいきたいと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

この文書をどのように県として受け止めて、対応していくかということですか。

【澤田委員】

はい、具体的なスケジュールも含めて、どういう対応するかということをお教えいただきたい。

【総務部政策監】

政策監の高橋です。今御指摘いただいたとおり、これからこの場で御意見をいただいた上で、御承認をいただければ私のほうでそれを受け止めまして、しっかり実行に移していきます。

スケジュール的にはこの後速やかに、今日いただいた入札業務に関する取組の提言と、コンプライアンスについても同じく全庁的に取組が必要だという認識をしておりますので、この二つを車の両輪として、県として取りまとめたものを早急に庁内周知をして、全庁でこの取組を一つずつ実行に移していくというように考えております。

【伊藤（宏）委員長】

今御報告いただいたのは、部会の報告です。

その部会の報告を受けて、監視委員会として、それを了承する、あるいは何か意見をいただいて、部分的な修正があれば修正する。

そして、入札制度等監視委員会として県にこれを提言して、それを受けて県としては、もう少し具体的な策として、横領であるとか交通違反であるとか、入札以外の部分での不祥事も含めて、コンプライアンス意識の向上ということと、システム制度、ここで言う入札情報の管理の厳格化というものを、車の両輪として全体像をつくって、具体的にこれから、着実に進捗していただくようにする、ということですか。

【島田委員】

今までどういう対応をしていて、今回どのような変化があったのでしょうか。

【総務部政策監】

今までも度重なる不祥事がありました。

今回は、入札に関する業務について、入札制度等監視委員会の委員の皆様、部会で御議論いただいたものを委員会でこれから御承認いただくのですが、今までは特に入札に関しては、こういった形での再発防止策という取りまとめはしておりませんでした。

御議論いただいたものについては、今までももちろんやってきたものもございますけれども、今回の事案を受けまして、原因から見たその対策として、電子的なログの管理から公正取引委員会のような機関を利用した研修の仕方等、具体的な御提言をいただき、こういった形にまとめていただきましたので、我々としてはその一つ一つを確認しながらやっていく、新しい再発防止策として活用させていただきたいと思っております。

【伊藤（宏）委員長】

今までもやってきましたが今回の事件で、若干フリーであったところが確認されたので、今回はそれを、規則として新しく作り上げるということでございます。

はい。ほかいかがでしょうか。

これにもありますように、どんなにすばらしい仕組みを作っても、実際にそれをやらないと意味がないわけで、それもなおかつ継続的にやって、その効果等を検証していくというようなことをやっていかないといけないので、その辺を含めて、ぜひとも、この提言を受け止めて実行していただければと思います。

他に御意見がなければ、ただいまの報告書をもって、入札制度等監視委員会からの県執行部に対する不祥事の再発防止に関わる提言といたしたいと思っております。

これは報告書の1番上の宛名書きが、入札制度等監視委員会委員長あて、下が調査部会長になっておりますけれども、これを入札制度等監視委員会としての文書として変えて、県のほうに御提言と、そういう扱いでよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

【総務部政策監】

改めまして、御提言ありがとうございました。

繰り返しになりますが、相次いで発生しました職員の不祥事案につきましては、県民の皆様の信頼を非常に大きく損なったと認識しております。

県におきましては、今回の事態を大変重く受け止めておりまして、入札業務に関する取組と、全庁的な取組を車の両輪として、実効性の高い再発防止策を講じたいと思っております。今回、入札業務に関する取組に関しては、伊藤委員長と御相談した上で、入札制度等監視委員会から御提言を頂戴したいということで、今日に至っております。

この中で、今日の委員会におきまして、先ほど事務局で朗読させていただきましたけれども、事案の要因をかなり御議論いただいて、その上で各種システムの情報漏洩防止対策、機密情報の管理、さらに風通しのよい職場づくりや、コンプライアンス意識のさらなる醸成など、非常に幅広い観点で、それもハード・ソフト、不正の予防、不正の発見というような視点を御指摘いただき、このような形でさらに具体的な提言として、まとめていただいております。

県といたしましては、委員長から御指摘いただいたとおり、これをしっかり受け止めた上で、責任を持って実行に移しまして、全庁一丸となって、この不祥事の再発防止に取り組んでまいりたいと思っておりますので、この場をおかりまして、御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ありがとうございます。それではこの議題については以上となります。

ここからは通常の監視委員会になりますので、執行部側の入替えをお願いいたします。換気もお願いいたします。

(入れ替え)

それでは再開いたします。

審議事項イ「抽出案件について」です。

テーマは「随意契約のうち、その他に該当する案件」、対象期間は「令和3年4月から令和5年3月までの契約案件」です。

抽出された委員から抽出理由の説明をお願いしますが、欠席の市岡委員に代わって事務局から、その後伊藤（洋）委員の順番で説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

事務局から、市岡委員の抽出の選定理由について御説明いたします。

市岡委員に選んでいただきましたのは、資料2の案件番号で申し上げますと、1番、2番、4番になります。

まず1番の選定理由です。

1ページの企業局いわき事業所の発注の高柴ダムハウエルバンガーバルブ更新ほか工事でございます。

こちらについては、専門的な技術と豊富な経験が求められる工事であるが、条件付一般競争入札では応札者がなく、随意契約とした案件であります。応札者がなかった状況、あるいは理由であるとか、地域性と過去の実績から随意契約の相手として3社を選定した方法について確認したいという理由です。

続きまして、案件番号2ですが、7ページの県北建設事務所発注の河川災害関連工事（護岸）です。

こちらについては、令和3年度までの完了が見込めず、工事を打ち切った箇所を改めて発注する際、打ち切った施工者を相手に単独随意契約した事案であり、打ち切った状況について確認したいというのが理由です。

最後は案件番号の4番です。14ページからの喜多方建設事務所発注の道路橋りょう整備（交付）工事（道路改良）です。

こちらは、総合評価方式の地域密着型では応札者がなく、随意契約とした案件であり、地域密着型と随意契約相手として選定した企業がどの程度一致しているのかという内容でございます。

地域密着型ですと、地域要件が管内、格付要件がABCランクの業者となりますので、それと、今回、随意契約として選んだ企業の比較になると思います。以上です。

【伊藤洋子委員】

伊藤です、よろしく申し上げます。

先に随意契約について、お伺いしてよろしいでしょうか。3点お伺いしたいのですが、随意契約の場合は、先に県側で価格の見積りをするのか、業者から提出いただいた見積書から予定価格を設定するのか、が一つ目。

二つ目、随意契約における価格の上限はないのでしょうか。

三点目、最低制限価格が設けられていない工事があるのですが、設ける場合と設けない場合の違いについて伺いたいと思います。

【入札監理課主幹兼副課長】

質問の1点目でございますが、価格の見積りについては、通常の工事については、県で積算したものとなります。

ただ、県で積算単価がないとか、そういうものについては一部見積りを徴して設定という場合もございます。

2点目が、価格の上限ですが、地方自治法では250万円以下のものについては、随意契約ができることになっておりますが、今回はそれを超えるもので、理由があつて随意契約にするという案件で、こういった場合は、上限は基本的にありません。

【入札監理課主幹】

三つ目の御質問でございますが、随意契約における最低制限価格の設定につきましては、単独随意契約の場合には競争性がないため、最低制限価格は設定する必要がないとしております。

複数見積り合わせの場合は最低制限価格を設定することとしております。

【伊藤洋子委員】

ありがとうございました。

抽出理由について、1番目の高柴ダムの工事ですが、これにつきましては金額が大きいという理由と、入札参加者数が複数の割には、99.64%と落札率が高いという理由がありました。

案件番号2につきましては、先ほど市岡委員のところで説明がありましたけれども、令和3年1月12日の随意契約、2億9,458万円に引き続きの工事であると思いますが、災害工事の中で1番契約金額が高いことと、落札率が99.87%と高いということで抽出しました。

抽出案件の案件番号3につきましては、落札率が1番低いということで挙げました。

それから最低制限価格が設けられていないということで抽出させていただきましたが、後段につきましては、ただいま御説明ありましたので、ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

それでは、案件番号1、企業局いわき事業所の案件について説明をお願いいたします。

【企業局いわき事業所】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

最初に条件付一般競争入札を行ったときの地域要件は全国でしょうか。また、全国で設定しても応札がなかったのでしょうか。

【企業局いわき事業所】

全国でしたが、応札がございませんでした。

【佐藤委員】

当初の入札時点での工期・時期が合わなかったため、時期をずらして出すことによって、人のやりくりができ、工事が可能となるということなののでしょうか。

【企業局いわき事業所】

当初、条件付一般競争入札に付したときには、応札が出来なかったという県内の業者に対するアンケート結果がございました。

それを踏まえまして、次の入札は随意契約で行ったのですが、そのときには、当該業者の技術者の配置状況が改善しておりまして、入札に参加出来たものと捉えております。

【佐藤委員】

結果として、特殊技術なので特殊な技術者が必要で人繰りの問題だっということなのでしょうか。

それとも、全国的に見れば、技術者はいるけれども、応札がなかったと。

応札がなかったという場合は何でなのかなというところはあるのですが、随意契約については、特殊技術である場合はしょうがないかなと思うんですね。

一般技術の場合には、何のために入札するかと言えば、効率的に施工していただいて、なるべく低い金額で取りたいということだと思うのですが、話を聞いていると、どっちなのかがちょっとわかりにくかったかなと。

それで、県内の実際に施工したところが受注したということになっております。

結果として随意契約でしょうがないのかなとは思いますが、最初の出だしが、もう少しうまく出来なかったのかなとも思うのですが、いかがでしょうか。

【企業局いわき事業所】

私どもの当初の考えとしましては、ハウエルバンガーバルブを製作することのできる能力のある方々が参加してくるのではないかと、この考えがありまして、広く全国に対して一般競争入札を行ったところであります。

その後、ヒアリングの中で、聞こえてきたところを集約しますと、ハウエルバンガーバルブ製作そのものよりも、私どもの運営しております工業用水の特性として、一瞬たりとも止めてはいけない中で、古い物から新しい物に切替えるノウハウについては、やはりバルブ交換ではない別の関連工事であっても、その知識ですとか、経験がないとなかなか出来ないという感想を持たれたのかなと受け止めているところでございます。

【伊藤（宏）委員長】

技術的なことはよくわからないのですが、こういったダムを更新工事で工業用水に使っていて工業用水を一瞬たりとも止めないと、こういう工事は全国的にほとんどないというわけでもないのでしょうか。

【企業局いわき事業所】

はい、基本的には止めないでどこも更新していると思います。

【伊藤（宏）委員長】

そのことと、技術者がいるかどうかという問題と、幾ら全国にしても地域性の問題があって、北海道や九州の業者が技術や人が足りているからとって、そこに参入するっていうのはなかなか難しいですね。

【企業局いわき事業所】

はい。おっしゃるとおりだと思います。

【伊藤（宏）委員長】

だからやっぱり県内あるいは近隣の県ぐらいでないとなかなか現実的には難しい。

【企業局いわき事業所】

はい。結果的にはそのようなことであったと思います。

【島田委員】

全国規模での入札というのは、どのぐらいの割合があるのでしょうか。通常ですとこういったものは地方でまかなえるものは地方でということになるかと思うのですが。

【企業局いわき事業所】

私ども、工事全体に占める全国で発注している割合というということでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

県全体の工事の中で地域を全国にしているものはどの程度あるのですかという質問です。今回に限ってではなく、管内とか隣接3管内とかいろいろありますけれども、全国に向けてというのはどの程度あるのでしょうか。

【入札監理課長】

件数ではありませんが、発注種別が機械設備工事の場合、5,000万円以上の工事ですと、条件付一般競争入札であれば、地域要件が全国となります。

【伊藤（宏）委員長】

一定数はあるということですか。

【入札監理課長】

そうですね。

【伊藤（宏）委員長】

はい。それでは続きまして、案件番号2、県北建設事務所の案件についてです。

【県北建設事務所】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ただいま説明のあった件につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

【高島委員】

先ほど、抽出された伊藤委員から、発注は令和3年1月12日という話がありました。理由に書いてもありますが、作業員不足、資材不足、積雪等もありましたが、元年度予算を取っているというのに、発注がそもそも3年の1月12日であると。遅れるのは用地取得のための用地買収等考えると仕方がないのですが、やっぱりそういう（発注が遅い）ことが何か分かるような説明があってもいいのかなと思いました。

元年度予算ではどのくらいの出来高が出来たのか、どのくらい予算を消化したのか、こういうデータもあるとわかりやすいかなと思いました。

【県北建設事務所】

この事業は令和元年に被災を受けて、事業化されたものでございます。

ただ、この箇所は被害が甚大でございまして、災害復旧事業については、元どおりに戻す工事が原則なのですが、この箇所は河川の幅を拡げる工事として事業化されております。そのため、工事に着手するまでに用地の買収等をして、令和2年度に工事に着手したということになります。

進捗につきましては、約50%進捗しまして、その後変更契約して打ち切りとなったという状況でした。以上です。

【伊藤（宏）委員長】

よくわからないのですが、最初の工事本多組さんが担当されていたのですよね。説明で、資材不足や人員不足で、契約の期限までに工事が完成出来なかったとありますが、これは契約違反には当たらないのでしょうか。

【県北建設事務所】

人員不足に関しては、この時期にコロナの感染が多く発生しておりまして、作業員を確保するのに時間を要していたということ、それから、この工事期間内に大きな地震が2回ほどありました。それから出水につきましても、記録を見ますと、期間内に20数回の出

水があって、降雪等もあり、手戻りも生じているということから、受注者側の責任ではないと考えております。

【伊藤（宏）委員長】

はい、わかりました。他にいかがでしょうか。

【佐藤委員】

予算の関係で令和4年度への工期の延長が出来ないため工事を打ち切ったということなのですが、工事を延長でやった場合にはどの程度かかるのか、また、今回の場合はどの程度の予算が残って終了したのかを教えてください。

今回はその途中で終わったところからの契約金額になっているかと思うのですが、その金額（に対して）、前の段階で工事を延長出来た場合はどのくらい追加で払う必要があったのか。

もしくは、当初の予算内、それが今回の1億6,000万円より低いのか高いのか、それによって、随意契約になる必要があるのかどうなのかとの気がするので、その辺の数字がわかれば教えてくださいと思います。

【県北建設事務所】

前の工事が約2億9,000万円という工事請負金額であり、約50%ということで1億4700万円分の工事が出来高としてあり、残りが打ち切りとなりました。

今回改めて随意契約で発注した工事の予定価格は1億6,000万円。

ただ最終的な出来高として約1億5,000万円ということで、（合計としては）おおむね同額の金額となります。

【伊藤（洋）委員】

そうしますと、当初の2億9,000万円のうちの50%しか進捗してないという事態で、その契約金額の減額の手続はされているのでしょうか。

【県北建設事務所】

はい。工事の竣工前に出来なかった部分を減額しまして、変更契約をして竣工の手続きを実施しました。

【伊藤洋子委員】

当初の本多組さんとの契約も随意契約なのですよ。

【県北建設事務所】

はい。当初は、随意契約なのですが、12者を地域の管内から設定しまして、落札したのが本多組さんであるという結果でございます。

【伊藤（宏）委員長】

災害等における緊急の随意契約として12者で見積合わせを行ったということですね。
はい、わかりました。

【新城委員】

これは県北さんに限ったことではないのですけれども、地方自治法の「競争入札に付することが不利と認められるとき」とか「2人以上の者から見積書を徴することが不相当であるとき」の条項に該当するという理由で随意契約になりますと。

理由はそうかもしれませんが、なぜ不利と認められるか、なぜ2人以上の者から見積書をとるのが不相当であるのかということを知りたいと思いました。

【伊藤（宏）委員長】

今回の場合についてその理由をお願いいたします。

【県北建設事務所】

今回施工するのが護岸で、これを当初発注し、途中までしか完成しなかったのですが、引き続き施工するためには、分割して施工できるような条件ではありませんので、一連ですっと続いていくということから分けることが出来ず、そういう意味では難しいというのが一つの理由です。

それから、川の中の工事でごさいますして、護岸を施工するために土嚢を置いて水を除けて、川に下りていく道をつくる必要がございます。

それがこの業者さんが作ったものが利用出来て、撤去しなくていいと。改めて別の業者さんがやる際には1回撤去して、それからまた設置し直す、ということになるとその分の経費がかかってくるということから、比べたときに、こちらの方が有利になるという理由です。

【新城委員】

ありがとうございます。そのような説明をしていただければ非常にありがたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

【小堀委員】

今の質問に関連して、下りていく道を残すことを前提条件として、2者以上というふうな考え方もありえなくはない話なのではないでしょうか。

【県北建設事務所】

どうしても別の業者さんと契約するということになる、作業の手配や準備に一定時間を要してしまいます。

狭い川の中で被災を受けた箇所ですので、そのまま仮の施設を残したままですと、次期の出水等で被害が拡大してしまうというおそれがありますので、そういった場合は撤去するということが必要になると考えます。

【伊藤（宏）委員長】

はい。よろしいでしょうか。

それでは、次に案件番号3、企業局いわき事業所の案件について説明をお願いいたします。

【企業局いわき事業所】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

ありがとうございました。

ただいまの説明についてご質問等ございますでしょうか。

基本的なことをお聞きしたいのですが、まず、小名浜ポンプ場電解槽というものは、1番最初いつ設置されたのか。その設置はこの会社がやったのか。

また、この酸洗工事はどのぐらいの頻度で行われるものなのか、その辺を伺いたい。

【企業局いわき事業所】

現在の設備は、平成16年より稼働しており、3世代目でありまして、もともとは別な機械でしたが、それもたまたま同じ業者でした。

この酸洗作業は、年に一度実施しております。

【伊藤（宏）委員長】

こういう理由のため随意契約1者だけであるということは、ずっとこの設備を使う限り、この会社がやるということにならざるを得ないということでしょうか。

【企業局いわき事業所】

そうです。

【伊藤（洋）委員】

他の事案が全て99%とかの落札率なのですが、ただいまの説明で89.64%、見積書は基本的な部分のみの見積であったと、いわゆる一般管理費等が入っていなかったの、県側ではそれをプラスαしたうえでの、予定価格を設定したということによろしいですね。

【企業局いわき事業所】

標準的には、工事費の構成として、直接の手間代とか材料費の直接工事費と現場を運営・管理するための費用である諸経費があります。

見積書をとる場合は二種類あります。直接工事費のみにかかる部分をとる場合と、特殊で諸経費に県の標準歩掛かりが適用出来ない場合には、そちらも含めて見積をとり、それを設計価格に反映する場合がございます。

今回の場合は、直接工事費にかかる部分のみ見積りを徴取して採用しております。

諸経費につきましては県の標準歩掛かりを採用したところでしたので、県の標準歩掛かりで定める額と、請負業者が考える部分に差があったと推測される分析の結果を御説明した次第です。

【伊藤（洋）委員】

ありがとうございます。

先ほど委員長が質問されたとおり、このポンプについては、設置されたものが壊れない限り、ずっとこの業者が担当していくということで、1年に1度はあるのであまり儲けなくっていいかなというような考えはあるのでしょうか。

【企業局いわき事業所】

その奥深い感情のところまでは、私から申し上げることは出来ませんが、発注側である私どもが採用した標準歩掛かり上の諸経費よりも、毎年採用しているということもあって、現場条件を把握している、あるいは現場のノウハウがあるということを含めて、標準歩掛かりまでの経費は必要ないと判断したのかなという想像を含めての説明をさせていただきました。

【伊藤（宏）委員長】

はい。他いかがでしょうか。それでは次に参ります。

案件番号4、喜多方建設事務所の案件です。説明をお願いいたします。

【喜多方建設事務所】

（「資料2」により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ただいまの説明についてご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

基本的なことをお伺いしたいのですが、11者で見積合わせを行うというこの随意契約の制度というのは、県が今やっている（地域の守り手育成型による）指名競争入札ではなく、一般的な指名競争入札とどこが違うのでしょうか。

【入札監理課主幹】

11者からの見積り合わせということで、指名競争入札と同じようなかたちにはなるのですが、手続き期間が、指名競争入札よりも随意契約の方が短くなります。今回、随意契約に移行した理由の一つで、公告期間を確保すると工期がとれないということもございました。

制度的にはそういったところが違います。

【伊藤（宏）委員長】

要するに随意契約でやったほうが、期間であるとか、手続であるとかそういったものが簡素化されて短い期間でできるということですね。それは分かるんですけども、地域の守り手の指名競争入札が導入される前から、こういうようなことはやっていますよね。

何が言いたいかというと、随意契約という名のもとに、現実的には指名競争入札にかなり近いようなことは、もちろんそれは一般競争入札でだめだったということでやるわけですけども、やっていたということですね。はい、事情はわかりました。

【佐藤委員】

急いだっていうのはやはり契約の時期の問題ですかね。入札執行が10月31日、契約が11月になって完成が年度末になりますけども冬の契約になってくるので、なるべく早く工事を始めたいという両方の意向があったので、なるべく施工期間をとらないといけないというようなことになったのでしょうか。

【喜多方建設事務所】

はい。本工事は随意契約で手続をいたしますと、手続期間が1週間で契約となりますが、改めて公告となりますと、さらに20日間手続き期間が必要となります。ちょうど11月に手続きを開始しますと、随意契約の場合ですと3月中の工期となるのですが、公告入札をすると、3月を超えてしまい、十分な工期が確保出来ないという中で、応札者が極端に少なくなることが見込まれるということで、随意契約という形をとりました。

【伊藤（宏）委員長】

ではこの案件についてはよろしいでしょうか。

それでは、この抽出案件全般に対する御意見等ございましたらよろしくお願ひいたします。

【新城委員】

たくさん工事からこの委員会が抽出したものに対して、担当機関が説明資料を作ってくれていると思いますが、せっかく先ほどの不祥事再発防止のためのいろいろな対策をつくりましたので、例えばこの説明資料の中で、何か対策に対するチェックを一つ、例えば、どんなアクセスがあったのかとか、別な閲覧アクセスの状況ですとか、そこは問題なかったとか、そういう項目を入れると、より先ほどの対策が1つずつ実行できるのではないかと気がいたしました。

【伊藤（宏）委員長】

今までは、発注者側がこういうような対策を講じながら（入札をしました）とか、そのような話はほとんどなかったですね。

今回の不祥事あるいはその提言を受けて、こういった監視委員会で説明していただく抽出事案の中に、一行か二行で終わるかもしれないですけども、そういう観点の項目を設け

ることで、出先機関も、こういうこともちゃんとしておかなければいけないということ意識しながらできるということもありますので、ぜひとも前向きに御検討いただければ、いい御提言だと思いますので。

【入札監理課長】

はい、御意見ありがとうございます。

次回の抽出案件から、そのような観点からも記載をするようにしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【小堀委員】

入札者がいなくて不調だったという時に、業者にヒアリングを行って、今の状況を確認するという、そのプロセス自体はいいことだと思いますが、聞く相手をどう選んでいるのかとか、優先順位でヒアリングの相手を選んでいく、それが妥当なヒアリング相手になっているのか、そのへんの運用がどうなっているのかを確認させていただければと思います。

【入札監理課主幹】

不調が起きた場合の聞き取り相手先ですが、その現場の近くの業者であったり、過去にその現場の近くや同じ路線や河川の工事を経験したことのある業者であったり、応札する可能性が高いであろうと判断できる業者さんに、ヒアリングを優先的に行っている状況です。

【小堀委員】

聞きやすい相手に聞くような、どうしてもそういう関係性がある先ほどの不祥事ということと関係していくと、そういった部分もなくはないかもしれないので、少しずつそのへんのルールが明確になっていったほうがいいのかなど思っただけの質問でした。ありがとうございました。

【伊藤（宏）委員長】

はい、ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは次に移ります。審議事項ウ「建設関係団体等の意見聴取について」、事務局から、説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】

（資料3により説明。）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ありがとうございます。

毎年11月に行っている建設関係団体からの意見聴取ですが、中身のテーマについては、この照会のおり回答をお願いしますということです。何か、御質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、今のお話につきましては、事務局案を了承するというところでよろしいでしょうか。

（異議なし）

ありがとうございます。これは基本的には去年と同じですよね。テーマはこれからですけども。

それでは次に、報告事項ア「県発注工事等の入札結果について」令和4年度でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課長】

（資料4により説明）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ただいまの報告について御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

それでは、次に報告事項のイ「総合評価方式の実施状況について（令和4年度分）」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹】

（資料5により説明。）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ただいまの報告について御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

それでは、次に報告事項ウ「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について（令和5年4月、5月分）」です。事務局から説明をお願いいたします。

【入札監理課主幹兼副課長】

（資料6により説明。）

【伊藤（宏）委員長】

はい。ただいまの報告について御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

ちなみに1番長いのが24ヶ月でしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

そうです。あと、事案の重複等があれば最大36ヶ月が上限です。

【伊藤（宏）委員長】

ほかいかがでしょうか。

それでは、次に、（3）の各委員の意見交換に移ります。

なにか発言等ございましたらお願いいたします。

【澤田委員】

先日、県の総合計画の委員の関係でいわきに行きまして、地元の方と意見交換する機会がありました。その中で、ある委員の方からも発言がありましたが、今のこの入札においても総合評価方式の中で、働く女性応援なり、仕事と生活の調和なり、女性に関わる項目があるかと思うのですが、今まさに国を挙げて少子化対策というところで、これから自治体なり県の役割というのが大きくなってくると。

そういう中で、しっかり少子化対策あるいはそういう子育て対策等に取り組んでいる企業、あるいは、そういった女性をしっかり応援することが大事なのかなということでありますし、そういった意見があったわけです。

すぐに総合評価に入れられるかどうかという課題はあるかと思いますが、少子化対策なり、働く女性を応援するという観点でも、そういうことに取り組んでいる企業さん、あるいはその社員を確保するというのも当然大事だと思いますので、ぜひ今後の加点なり、貢献度という部分で、この少子化、子育て、家庭と仕事の両立等々を大きく考えていただきたいなと思いますので、検討していただきたい。

【入札監理課長】

ありがとうございます。現在、総合評価方式の中にも、働く女性応援の項目であるとか、仕事と生活の調和の項目を入れております。

また、今年度から、若手女性技術者の配点の中で、今まで技術者だけだったものを、現場代理人についても加点をするというような見直しもしておりますので、引き続き、今、澤田委員から御意見のあった観点からも、そのような項目を考えていきたいと思っております。

【澤田委員】

今不妊治療する方、男性女性も多くいらっしゃるというので、そういったことを企業としてしっかり支援していくんだということが評価の中であれば（よいと思います）。

そういう不妊治療をしながら仕事ができるということも、企業さんとしても大事でありますので、不妊治療という言葉が漏れましたので、今後の少子化対策なりの考えとして必要ではないかと申し上げたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

非常に大事なことをおっしゃったと思いますけども、入札、あるいは入札制度に関して、こういった少子化対策であるとかもっと広く言えばSDGsとか、そういうようなものを総合評価方式の評価項目や評価点以外に、入れることが出来る可能性というものはあるんですか。

工事をするとき非常に環境に配慮した工事であるとか。例えば最近週休2日のことがあって、これも総合評価の点数になっていたと思うのですけども、総合評価方式の点数という狭い範囲ではなくて、もう少し広い、公共工事とか入札とか、そういう観点で、少子化対策であるとかSDGsの観点を入れることは、ありうるのでしょうか。

すぐにはどうこう出来るかはともかく、可能性としてはあるような気もするのですが。

【入札監理課長】

入札参加資格の申請のときのポイントの項目として、例えば今回の令和5・6年度の入札参加資格から、今まで刑務所に入られていてそこから社会復帰をされる、そういう方々を雇用している企業に加点するというような変更も行ってございまして、その中で、今後検討していくことは可能かなと考えています。

【伊藤（宏）委員長】

いずれも可能性としては、総合評価方式の評価項目以外に、少子化であるとかSDGsであるとかそういうことと、うまく対応できるようなことがあれば、前向きに取り組んでいただければなというように思います。

ほかにございますか。

【佐藤委員】

資料4の1の入札結果の資料ですが、予定価格、契約金額、落札率が書いてあって、落札率が大体90%以上のところで、みんな出ているのですが、金額的な要素として最低価格の欄がなくわからないので、次回からで構いませんので、入れていただければ。

【入札監理課長】

最低制限価格の記載ですが、今年度から、入札結果の集計方法を一部変更しまして、最低制限価格の記載ができる形をとりたいと思いますので、令和5年度からは対応してまいります。

【伊藤（宏）委員長】

以前は、最低制限価格は非公表で、今度新たに公表できる形ですね。

他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうからございますでしょうか。

【入札監理課主幹兼副課長】

では事務局より、次回の抽出案件のテーマ及び審議対象期間の設定並びに抽出チームの指名をお願いしたいと思います。

【伊藤（宏）委員長】

ということですが、以前ちょっと打合せをした際、随意契約にいろいろ面白い案件がありそうだということも含めて、もう1回続けて随意契約はどうかというお話をしておりました。具体的に説明をお願いします。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは事務局案を申し上げます。

抽出テーマは、今回抽出4件中2件が不落随契でやむを得ず随意契約に移行したという案件が2件入っておりましたので、次は随意契約を引き続きとして、不落随契を除くその他に該当する案件、対象期間は今回と同じく令和3年4月から令和5年3月、2年間をお願いしたいと思います。また抽出委員は五十音順で、小堀委員、佐藤委員ではいかがでしょうか。

【伊藤（宏）委員長】

今まで総合評価方式の場合は委員に対してレクチャーがあったんですけども、随契に対するレクチャーはあまりなかったと思うんですよ。今日でもいろんなパターンあるいはどういうような法律に、根拠に基づいてやっているのかというのがあるんです。その辺の全体像、こういったパターンがあります、今回の抽出案件はこれですというような、随意契約の説明を、案件の審議の前にやっていただければありがたいです。大丈夫ですね。よろしいですか。

（異議無し）

ではそれも含めて、次回の抽出案件は「随意契約のうち、不落随契を除く、その他に該当する案件」、対象期間は、令和3年度、令和4年度とします。また、抽出委員は小堀委員と佐藤委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

はい。それでは、本日の議事はこれで終了いたします。

どうもありがとうございました。

【入札監理課主幹兼副課長】

それでは、事務局から御連絡でございます。

次回の委員会は9月に開催を予定しております。

御手元に日程調整表、本日ご審議いただきました建設関係団体への意見聴取について、希望項目の照会票も併せてお配りしております。お手数ですが7月21日金曜日までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

それでは以上をもちまして第90回福島県入札制度等監視委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。